

改 正 案		現 行																																																																												
<p>8. 第6号工事に該当するか否かの判断基準について 平成26年国土交通省告示第435号（以下8.において「第6号工事告示」という。）において、第6号工事に該当する改修工事について規定されている。 第6号工事に該当するためには、<u>①①全ての居室の全ての窓</u>、又は①と併せて行う②天井等、③壁、④床等の1つ以上に該当する改修工事で、<u>次の(7)の要件を満たす工事、又は②①居室の窓、又は①と併せて行う②天井等、③壁、④床等の1つ以上に該当する改修工事で、次の(7)及び(イ)の各要件を満たす工事を行う必要がある。</u></p> <p><u>(7) 改修を行う各部位がいずれも平成28年省エネルギー基準相当以上の省エネ性能となること。</u> <u>改修を行う各部位が、次の表の各項のいずれかに該当する必要がある。</u></p>		<p>8. 第6号工事に該当するか否かの判断基準について 平成26年国土交通省告示第435号（以下8.において「第6号工事告示」という。）において、第6号工事に該当する改修工事について規定されている。 第6号工事に該当するためには、<u>①居室の全ての窓</u>、又は①と併せて行う②天井等、③壁、④床等の1つ以上に該当する改修工事で、<u>改修を行う各部位がいずれも平成28年省エネルギー基準相当以上の省エネ性能を有するものとして、次の表の各項のいずれかに該当する必要がある。</u></p>																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>熱貫流率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">①窓の断熱性を高める工事等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ <u>全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事又は窓の断熱性を高める工事</u>（別表5の8地域を除く。）</td> <td>別表5の8地域</td> <td>第6号工事告示別表1-1-1の基準値以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事又は窓の日射遮蔽性を高める工事</u></td> <td></td> <td>第6号工事告示別表1-1-2に該当</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>熱貫流率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②天井等の断熱性を高める工事</td> <td>第6号工事告示別表3の基準値以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">③壁の断熱性を高める工事</td> <td>第6号工事告示別表2の基準値以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>熱抵抗</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②天井等の断熱性を高める工事</td> <td>第6号工事告示別表3の基準値以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">③壁の断熱性を高める工事</td> <td>第6号工事告示別表2の基準値以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>熱抵抗</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>第6号工事告示別表3の基準値以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>（鉄骨造で内張断熱工法及び外張断熱工法以外の工法</td> </tr> </tbody> </table>				熱貫流率	①窓の断熱性を高める工事等			イ <u>全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事又は窓の断熱性を高める工事</u> （別表5の8地域を除く。）	別表5の8地域	第6号工事告示別表1-1-1の基準値以下		建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置		<u>全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事又は窓の日射遮蔽性を高める工事</u>		第6号工事告示別表1-1-2に該当			熱貫流率	②天井等の断熱性を高める工事		第6号工事告示別表3の基準値以上	③壁の断熱性を高める工事		第6号工事告示別表2の基準値以下			熱抵抗	②天井等の断熱性を高める工事		第6号工事告示別表3の基準値以上	③壁の断熱性を高める工事		第6号工事告示別表2の基準値以下			熱抵抗			第6号工事告示別表3の基準値以上			（鉄骨造で内張断熱工法及び外張断熱工法以外の工法	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>熱貫流率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">①窓の断熱性を高める工事等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 窓の断熱性を高める工事（別表5の8地域を除く。）</td> <td>別表5の8地域</td> <td>第6号工事告示別表1-1-1の基準値以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>窓の日射遮蔽性を高める工事</td> <td></td> <td>第6号工事告示別表1-1-2に該当</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>熱貫流率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②天井等の断熱性を高める工事</td> <td>第6号工事告示別表3の基準値以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">③壁の断熱性を高める工事</td> <td>第6号工事告示別表2の基準値以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>熱抵抗</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>第6号工事告示別表3の基準値以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>（鉄骨造で内張断熱工法及び外張断熱工法以外の工法</td> </tr> </tbody> </table>				熱貫流率	①窓の断熱性を高める工事等			イ 窓の断熱性を高める工事（別表5の8地域を除く。）	別表5の8地域	第6号工事告示別表1-1-1の基準値以下		建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置		窓の日射遮蔽性を高める工事		第6号工事告示別表1-1-2に該当			熱貫流率	②天井等の断熱性を高める工事		第6号工事告示別表3の基準値以上	③壁の断熱性を高める工事		第6号工事告示別表2の基準値以下			熱抵抗			第6号工事告示別表3の基準値以上			（鉄骨造で内張断熱工法及び外張断熱工法以外の工法
		熱貫流率																																																																												
①窓の断熱性を高める工事等																																																																														
イ <u>全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事又は窓の断熱性を高める工事</u> （別表5の8地域を除く。）	別表5の8地域	第6号工事告示別表1-1-1の基準値以下																																																																												
	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置																																																																													
<u>全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事又は窓の日射遮蔽性を高める工事</u>		第6号工事告示別表1-1-2に該当																																																																												
		熱貫流率																																																																												
②天井等の断熱性を高める工事		第6号工事告示別表3の基準値以上																																																																												
③壁の断熱性を高める工事		第6号工事告示別表2の基準値以下																																																																												
		熱抵抗																																																																												
②天井等の断熱性を高める工事		第6号工事告示別表3の基準値以上																																																																												
③壁の断熱性を高める工事		第6号工事告示別表2の基準値以下																																																																												
		熱抵抗																																																																												
		第6号工事告示別表3の基準値以上																																																																												
		（鉄骨造で内張断熱工法及び外張断熱工法以外の工法																																																																												
		熱貫流率																																																																												
①窓の断熱性を高める工事等																																																																														
イ 窓の断熱性を高める工事（別表5の8地域を除く。）	別表5の8地域	第6号工事告示別表1-1-1の基準値以下																																																																												
	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置																																																																													
窓の日射遮蔽性を高める工事		第6号工事告示別表1-1-2に該当																																																																												
		熱貫流率																																																																												
②天井等の断熱性を高める工事		第6号工事告示別表3の基準値以上																																																																												
③壁の断熱性を高める工事		第6号工事告示別表2の基準値以下																																																																												
		熱抵抗																																																																												
		第6号工事告示別表3の基準値以上																																																																												
		（鉄骨造で内張断熱工法及び外張断熱工法以外の工法																																																																												

		にあつては第6号 工事告示別表4の 基準値以上)			にあつては第6号 工事告示別表4の 基準値以上)
④床等の断熱性を高める工事		第6号工事告示別 表3の基準値以上	④床等の断熱性を高める工事		第6号工事告示別 表3の基準値以上

備考

(i) ①から④までの工事（①の「窓の断熱性を高める工事」及び「窓の日射遮蔽性を高める工事」を除く。）は、以下に掲げるそれぞれの工事の対象部分の全てについて行わなければならない。

ただし、当該工事の施工前に既にこの表の各項のいずれかに該当する部分を有する場合で、当該部分以外の対象部分の全てについて工事を行った場合は、対象部分の全てについて工事を行ったものとして取り扱うものとする。

- ①の工事 居室の外気に接する窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。）
- ②の工事 屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。）、屋根の直下の天井又は外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井
- ③の工事 外気等に接する壁
- ④の工事 外気等に接する床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除き、外周が外気等に接する土間床等の外周部分の基礎（平成29年3月31日までに居住の用に供した場合にあつては、土間床等）を含む。）

※ ②から④までの工事については、上記の部分のうち、以下の部分（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）第1項(1)に掲げる部分）を除く。

- ・ 居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫又はこれらと同等の空間の居室に面する部位以外の部位
- ・ 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する外壁
- ・ 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁又はベランダ
- ・ 玄関、勝手口その他これらに類する部分における土間床部分
- ・ 断熱措置がとられている浴室下部における土間床部分
- ・ 単位住戸の外皮が当該単位住戸と同様の熱的環境の空間に接して

備考

(i) ①から④までの工事は、以下に掲げるそれぞれの工事の対象部分の全てについて行わなければならない。

ただし、当該工事の施工前に既にこの表の各項のいずれかに該当する部分を有する場合で、当該部分以外の対象部分の全てについて工事を行った場合は、対象部分の全てについて工事を行ったものとして取り扱うものとする。

- ①の工事 居室の外気に接する窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。）
- ②の工事 屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。）、屋根の直下の天井又は外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井
- ③の工事 外気等に接する壁
- ④の工事 外気等に接する床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除き、外周が外気等に接する土間床等の外周部分の基礎（平成29年3月31日までに居住の用に供した場合にあつては、土間床等）を含む。）

※ ②から④までの工事については、上記の部分のうち、以下の部分（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）第1項(1)に掲げる部分）を除く。

- ・ 居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫又はこれらと同等の空間の居室に面する部位以外の部位
- ・ 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する外壁
- ・ 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁又はベランダ
- ・ 玄関、勝手口その他これらに類する部分における土間床部分
- ・ 断熱措置がとられている浴室下部における土間床部分
- ・ 単位住戸の外皮が当該単位住戸と同様の熱的環境の空間に接して

いる場合における当該外皮

※ 平成 29 年 3 月 31 日までに居住の用に供した場合、②から④までの工事については、上記の部分のうち、以下の部分（住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成 25 年国土交通省告示第 907 号）附則 5 (1)イからホまでに掲げる部分）を除く。

- ・ 居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫その他これらに類する空間の居室に面する部位以外の部位
- ・ 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する壁
- ・ 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁、ベランダその他これらに類するもの
- ・ 玄関、勝手口及びこれに類する部分における土間床部分
- ・ 断熱構造となっている浴室下部における土間床部分

(ii) ①の工事は居室の外気に接する窓が対象となるが、居室とは、建築基準法第 2 条第 4 号に規定する居住のために継続的に使用する室をいうものであり、具体的には、居間、食事室、居間兼食事室、食事室兼調理室、居間兼食事室兼調理室、寝室、応接室、書斎その他これに類するものをいう。

(iii) ②から④までの工事については、第 6 号工事告示別表 3 において、断熱材の熱抵抗の基準が規定されているが、補足として、別表 3 に断熱材の必要厚さを地域別に示す。

また、第 6 号工事告示別表 4 において規定されている断熱材の熱抵抗の基準については、補足として別表 4 に断熱材の必要厚さを地域別に示す。

(iv) ②から④までの工事については、発泡剤としてフロン類を用いた断熱材を用いないことに留意する。

(イ) 改修後の住宅全体の省エネ性能について①断熱等性能等級が等級 4 以上、又は②一次エネルギー消費量等級が等級 4 以上かつ断熱等性能等級が等級 3 となること。

いる場合における当該外皮

※ 平成 29 年 3 月 31 日までに居住の用に供した場合、②から④までの工事については、上記の部分のうち、以下の部分（住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成 25 年国土交通省告示第 907 号）附則 5 (1)イからホまでに掲げる部分）を除く。

- ・ 居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫その他これらに類する空間の居室に面する部位以外の部位
- ・ 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する壁
- ・ 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁、ベランダその他これらに類するもの
- ・ 玄関、勝手口及びこれに類する部分における土間床部分
- ・ 断熱構造となっている浴室下部における土間床部分

(ii) ①の工事は居室の外気に接する窓が対象となるが、居室とは、建築基準法第 2 条第 4 号に規定する居住のために継続的に使用する室をいうものであり、具体的には、居間、食事室、居間兼食事室、食事室兼調理室、居間兼食事室兼調理室、寝室、応接室、書斎その他これに類するものをいう。

(iii) ②から④までの工事については、第 6 号工事告示別表 3 において、断熱材の熱抵抗の基準が規定されているが、補足として、別表 3 に断熱材の必要厚さを地域別に示す。

また、第 6 号工事告示別表 4 において規定されている断熱材の熱抵抗の基準については、補足として別表 4 に断熱材の必要厚さを地域別に示す。

(iv) ②から④までの工事については、発泡剤としてフロン類を用いた断熱材を用いないことに留意する。

別表1 増改築等工事証明書 (特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例及び改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例用) (表略) 1. 実施した工事の種別	
第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替
第2号工事	共同住宅等の区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下
第4号工事 (耐震改修工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準
第5号工事 (バリアフリー改修工事)	バリアフリー化のための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替

別表1 増改築等工事証明書 (特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例及び改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例用) (表略) 1. 実施した工事の種別	
第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替
第2号工事	共同住宅等の区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下
第4号工事 (耐震改修工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準
第5号工事 (バリアフリー改修工事)	バリアフリー化のための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替
第6号工事 (省エネ改修工事)	省エネルギー化のための修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事

第6号工事 (省エネ改修工事)	<u>全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合</u>	省エネルギー化のための修繕又は模様替 1 <u>全ての居室の全ての窓</u> の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事	<table border="1"> <tr> <td>地域区分</td> <td>1 1地域</td> <td>2 2地域</td> <td>3 3地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 4地域</td> <td>5 5地域</td> <td>6 6地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 7地域</td> <td>8 8地域</td> <td></td> </tr> </table>	地域区分	1 1地域	2 2地域	3 3地域		4 4地域	5 5地域	6 6地域		7 7地域	8 8地域		第7号工事 (給排水管・雨水の浸入を防止する部分に係る工事)	1 給水管に係る修繕又は模様替 2 排水管に係る修繕又は模様替 3 雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替
		地域区分	1 1地域	2 2地域	3 3地域												
	4 4地域	5 5地域	6 6地域														
	7 7地域	8 8地域															
<u>改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合</u> (租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第6号に規定する修繕又は模様替のみ対象)	<u>省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替</u> <u>1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事</u> <u>上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替</u> <u>2 天井等の断熱性を高める工事</u> <u>3 壁の断熱性を高める工事</u> <u>4 床等の断熱性を高める工事</u>	<table border="1"> <tr> <td>地域区分</td> <td>1 1地域</td> <td>2 2地域</td> <td>3 3地域</td> <td>4 4地域</td> <td>5 5地域</td> <td>6 6地域</td> <td>7 7地域</td> <td>8 8地域</td> </tr> </table>	地域区分	1 1地域	2 2地域	3 3地域	4 4地域	5 5地域	6 6地域	7 7地域	8 8地域	1 断熱等性能等級4					
地域区分	1 1地域	2 2地域	3 3地域	4 4地域	5 5地域	6 6地域	7 7地域	8 8地域									

			<u>の省エネ性能</u> <u>2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3</u>
		<u>住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関</u>	<u>名 称</u> <u>登録番号</u> <u>第 号</u>
		<u>住宅性能評価書の交付番号</u>	<u>第 号</u>
		<u>住宅性能評価書の交付年月日</u>	<u>平成</u> <u>年 月</u> <u>日</u>
	<u>増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合</u>	<u>省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替</u> <u>1 窓の断熱性を高める工事</u>	
		<u>上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替</u> <u>2 天井等の断熱性を高める工事</u> <u>3 壁の断熱性を高める工事</u> <u>4 床等の断熱性を高める工事</u>	
		<u>地域区分</u>	<u>1 1地域</u> <u>2 2地域</u> <u>3 3地域</u> <u>4 4地域</u> <u>5 5地域</u> <u>6 6地域</u> <u>7 7地域</u> <u>8 8地域</u>
		<u>改修工事後の住宅が相当する省エネ性能</u>	<u>1 断熱等性能等級4</u> <u>2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3</u>

			<u>長期優良住宅建築等計画の認定主体</u>	
			<u>長期優良住宅建築等計画の認定番号</u>	第 号
			<u>長期優良住宅建築等計画の認定年月日</u>	平成 年 月 日
第7号工事 (給排水管・雨水の浸入を防止する部分に係る工事)	1 給水管に係る修繕又は模様替 2 排水管に係る修繕又は模様替 3 雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替			
2. 実施した工事の内容 (略)				
3. 実施した工事の費用の額 (略)				
上記の工事が、租税特別措置法施行令及び地方税法施行令に規定する工事に該当することを証明します。				
(略)				
備考				
1・2 (略)				
3 「1. 実施した工事の種別」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。 (1)以下により第1号工事から第7号工事までのいずれかの工事について記載するものとする。 ①～⑤ (略) ⑥ <u>「第6号工事」の欄のうち、「全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合」の欄には、平成26年国土交通省告示第435号第2項第1号に掲げる工事又は平成27年国土交通省告示第478号で定める工事について記載するものとし、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第6号及び地方税法施行令附則第9条の3</u>				

2. 実施した工事の内容 (略)				
3. 実施した工事の費用の額 (略)				
上記の工事が、租税特別措置法施行令及び地方税法施行令に規定する工事に該当することを証明します。				
(略)				
備考				
1・2 (略)				
3 「1. 実施した工事の種別」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。 (1)以下により第1号工事から第7号工事までのいずれかの工事について記載するものとする。 ①～⑤ (略) ⑥ <u>「第6号工事」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第6号及び地方税法施行令附則第9条の3第1項第1号へに規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項等（平成28年国土交</u>				

第1項第1号へに規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項等（平成28年国土交通省告示第265号。以下「算出方法告示」という。）別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1）を○で囲むものとする。また、同欄中、「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

⑦ 「第6号工事」の欄のうち、「改修工事の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合」の欄には、平成26年国土交通省告示第435号第2項第2号に掲げる工事について、次により記載するものとする。

イ 住宅性能評価書により証明される場合

当該工事が租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第6号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号（算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1）を○で囲むものとする。また、同欄中、「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。「改修工事後の住宅の省エネ性能」の欄には改修工事後の住宅の日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表2-1の（い）項に掲げる「5-1断熱等性能等級」又は「5-2一次エネルギー消費量等級」を○で囲むものとする。

ロ 増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合

当該工事が租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第6号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号（算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1）を○で囲むものとする。同欄中、「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。「改修工事後の住宅が相当する省エネ性能」の欄には改修工事後の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表2-1の（い）項に掲げる「5-1断熱等性能等級」又は「5-2一次エネルギー消費量等級」を○で囲むものとする。

通省告示第265号。以下「算出方法告示」という。）別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1）を○で囲むものとする。また、同欄中、「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

<p>⑧ 「第7号工事」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第7号及び地方税法施行令附則第9条の3第1項第1号トに規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>⑦ 「第7号工事」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第7号及び地方税法施行令附則第9条の3第1項第1号トに規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。</p> <p>4～6 (略)</p>
---	---